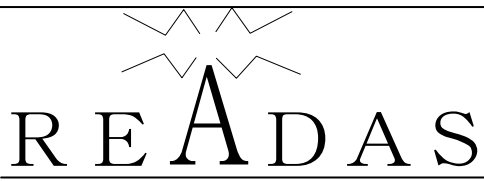


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4936 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 3月 6日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 記帳・帳簿の保存制度がスタート

Q：今年から全ての個人事業者に記帳・帳簿の保存が義務付けられたとか。どのような内容になっているのですか？

A：所得の申告の必要がない者であっても記帳・帳簿を保存しなければなりません。

【解説】

帳簿・記録の保存は、これまで前年、前々年の事業所得等の金額が300万円を超える者について義務付けられていましたが、平成24年度の税制改正で見直され、平成26年1月1日以後については、全ての個人事業者について記帳・帳簿の保存が義務付けられました。

したがって、白色申告者であっても、今年からは、事業所得、不動産所得、山林所得が生ずる全ての者は、記帳・帳簿の保存をしなければならず、所得税や復興特別所得税の申告の必要がない者であっても、記帳・帳簿を保存しなければなりませんので、注意が必要です。

記帳する内容は、売上等の収入金額のほか、仕入や経費に関する事項につき、相手先の名称、金額、取引の年月日を帳簿に記載します。

記載の方法は、1つ1つ記載せずに1日の合計額を記載する簡易な方法でも認められることになっています。

また、帳簿等の保存については、収入金額や経費等の記録をした帳簿のほかに、取引に係る請求書や領収書等の保存が必要になります。収入や経費は7年、棚卸表や請求書、納品書、送り状、領収書等はそれぞれ5年保存しておかなければなりません。

